

**令和8年度三重県外国人地域サポーター登録・活用事業業務委託
企画提案コンペ参加仕様書**

1 委託業務の内容

(1) 業務名

令和8年度三重県外国人地域サポーター登録・活用事業業務委託

(2) 業務内容

別紙委託業務仕様書による

(3) 委託期間

契約日から令和9年2月19日（金）まで

(4) 契約上限額

1, 167, 650円（消費税及び地方消費税を含む）

（契約上限額の消費税及び地方消費税は10%として計算しています）

2 参加資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たした者とします。

(1) 参加者資格

ア 当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

(2) 最優秀提案者資格

ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。

イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者でないこと。

ウ 三重県税または地方消費税を滞納している者でないこと。

3 企画提案コンペ参加にかかる提出書類

参加を希望する場合は、次の提出書類を期限までに郵便又は民間事業者による信書便若しくは持参してください。（郵便又は民間事業者による信書便等で提出する場合は、提出期限までに到着するよう投函し、ダイバーシティ社会推進課あて到着確認の電話をしてください。）

① 提出期限 令和8年5月28日（木）12時まで（必着）

② 提出場所 〒514-0009 三重県津市羽所町700番地
三重県環境生活部ダイバーシティ社会推進課（アスト津3階）

③ 提出書類

ア. 企画提案コンペ参加資格確認申請書（第1号様式）

イ. 役員等に関する事項（第2号様式）

ウ. 企画提案コンペに関し、支店又は営業所等に権限が委任されている場合は、委任状（第3号様式）

エ. その他、上記アに記載の添付資料一式

上記書類を受理後、コンペ参加資格等を確認のうえ、令和8年6月8日（月）までに参加資格確認結果を通知します。

4 企画提案コンペの実施方法

この参加仕様書に基づき提出された企画提案資料について、別に設置する「令和8年度三重県外国人地域サポーター登録・活用事業業務委託企画提案コンペ選定委員会」において、審査を行い、総合的に評価して最優秀提案を選定します。

なお、審査結果は、令和8年7月2日（木）までに参加者に通知するとともに、速やかに三重県ホームページにおいて公表します。

(1) 企画提案資料の提出

- ① 提出期限 令和8年6月19日（金）15時まで（必着）
- ② 提出場所 〒514-0009 三重県津市羽所町700番地
三重県環境生活部ダイバーシティ社会推進課（アスト津3階）
- ③ 提出方法 上記提出場所に持参、郵便または民間事業者による信書便で送付（メール及びファクシミリでの提出はお受けできません。）
- ④ 受理の確認 郵便または民間事業者による信書便で提出する場合は、提出期限まで電話にて担当課・連絡先に受理の確認をしてください。

(2) プレゼンテーションの実施

提案内容の審査を行うため、提案者によるプレゼンテーションを実施します。なお、審査結果は選定後速やかに参加者に通知するとともに、三重県ホームページにおいて公表します。

- ① 開催日 令和8年7月1日（水）（予定）
 - ※プレゼンテーションの実施日時や詳細については、提出期限以降に、企画提案資料記載の連絡先に電子メールまたはファクシミリ等にて連絡する予定です。
 - ※プレゼンテーションの実施日については、応募件数等、事情により変更になる場合があります。
- ② 会場 三重県庁舎内又は周辺の会議室等
- ③ その他
 - ・出席者は3名以内とします。
 - ・説明は、提出いただいた企画提案書及び見積書のみによるものとします。（プロジェクター、スクリーン、タブレット端末配布等による説明は不可）
 - ・時間配分は、提案者説明15分、質疑応答10分とします。

5 提出を求める企画提案資料の内容（コピー可。ただし原本1部要）

(1) 企画提案書提出書 9部（第4号様式）

A4判・両面長辺綴じ印刷。表紙を含め15ページ以内（長辺側を綴じる）。参加事業者につき1提案書とすること。

ア. 企画提案内容について

別紙委託業務仕様書に基づき、企画提案事業者がより効果的と思われる内容で提案してください。企画提案書に記載された内容を基に、三重県と協議のうえ、委託契約を締結します。

企画提案書には、実際に履行可能な内容をできる限り具体的に記載してください。

イ. 提案書の作成にあたって

- ・外国人住民への情報伝達の強化及びサポーターの登録促進に加え、地域コミュニティにおける支援活動等につながるよう、具体的な活用イメージや工夫がわかる提案とすること。
- ・同様の事業についての実績の有無及びその内容について記載すること。
- ・業務の円滑な進行管理ができる体制や、県との調整、業務実施・報告等のスケジュールについて記載すること。
- ・広報も含め、参加者の集客方法や集客見込について記載すること。
- ・SNS運用や講演会開催までのスケジュールを記載すること。
- ・講演会の内容の提案にあたっては、概要、ねらい、講師候補、進め方（運営体制、構成と時間配分）等がわかる提案とすること。

(2) 見積書 9部(コピー可。ただし原本1部要)

記載様式は特に定めませんが、積算の内訳は大きく分類して一式とするだけでなく、費用の内訳を可能な限り詳細に記載してください。

また、印刷物の部数・単価については、必ず記載することとします。

見積書に記載する金額は、消費税及び地方消費税抜きの額(免税業者にあつては、契約希望額に110分の100を掛けた額)とします。また、契約額は課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、見積記載金額の100分の110に相当する金額とします。なお、契約金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとします。

(3) 提案事業者の概要書 9部(コピー可。ただし原本1部要)(第5号様式)

提案事業者の組織概要(名称、所在地、設立年月日、資本金、従業員数等)、組織体制(主な企業等を含む)、沿革等を簡潔に記載したもの。

6 最優秀提案を選定するための評価基準

以下の項目等により、企画提案資料を総合的に評価して選定します。

なお、(2)企画性の項目については、配点を2倍とします。

(1) 目的との合致

委託業務の目的を理解し、具体的な提案内容となっているか。

(2) 企画性

提案内容が、独自の工夫に加え、類似業務の実績や知見等に基づき、外国人地域サポーターの登録・活用を通じて、情報伝達の強化や地域コミュニティ活動の活性化、多文化共生の推進に資する実現性の高いものとなっているか。

(3) 専門性

業務の実施に資する知識を有し、制度趣旨や事業内容を踏まえた専門的な見地から提案されているか。

(4) 計画性

実施体制、業務配分やスケジュール管理が適切であるか。

(5) 経済性

事業の実施に必要な経費が事業内容から見て適切に見積もられているか。

7 委託契約締結

(1) 最優秀提案者と委託契約を締結します。

なお、最優秀提案者との契約締結時には、下記の納税証明書及び納税確認書が各1部必要になります。

- ① 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3・未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したもの）の写し
- ② 三重県に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したもの）の写し

(2) 契約時に契約保証金を納付していただきます。契約保証金の額は、契約金額の100分の10以上とします。

ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」という。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限る。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

なお、三重県会計規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。

※三重県会計規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

※契約保証金の免除を判断するため、過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書（契約実績証明書 第6号様式）をご提出いただく場合があります。

8 契約方法に関する事項

(ア) 契約条項は、三重県環境生活部ダイバーシティ社会推進課において示します。

(イ) 契約は、三重県環境生活部ダイバーシティ社会推進課において行います。

(ウ) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有します。なお、契約金額は、見積書に記載された金額の100分の110に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税及び地方消費税を内書きで記載するものとします。（契約金額は、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとします。）

9 監督及び検査

契約条項の定めるところによります。

10 契約代金の支払い方法、支払い場所及び支払い時期

委託業務完了後、完了検査及び完了認定を行った後、契約条項の定めるところにより、行います。

11 見積及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

12 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

委託者は、受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは契約を解除することができるものとします。

13 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

(1) 受託者が契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第2条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。

- ① 断固として不当介入を拒否すること。
- ② 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
- ③ 担当課に報告すること。
- ④ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、三重県と協議を行うこと。

(2) 受託者が(1)②又は③の義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

14 障がいを理由とする差別の解消の推進

受託者が、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ適切に対応するものとします。

15 企画提案コンペの内容についての質問の受付及び回答

(1) 質問の受付期間

令和8年5月22日（金）12時まで

(2) 質問の提出

当企画提案コンペに関する質問は、文書（様式自由、ただし規格はA4判）にて行うものとし、17項記載の担当課・連絡先まで、持参、ファクシミリ、電子メールのいずれかの方法で提出してください。ファクシミリ、電子メールの場合は、送信後、電話にて着信の確認を行ってください。

なお、質問文書には、組織名の他、回答を受ける担当窓口の部課名、お名前、電話及びファクシミリ番号、電子メールアドレスを明記してください。

(3) 質問の内容

質問は、原則として、当該委託業務にかかる条件や応募手続き等の事項に限るものとし、企画内容に関する照会にはお答えできませんので、ご了承ください。

(4) 質問に対する回答

質問者には、電子メール・電話のいずれかにより令和8年5月26日(火)までに回答させていただくとともに、三重県ホームページにて回答を掲載します。

16 その他

- (1) 企画提案コンペ及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨については、日本語及び日本国通貨に限るものとします。
- (2) 提案に必要な一切の費用は、各提案者の負担とします。
- (3) 企画提案書提出後、最優秀提案者が決定するまでの間は、企画提案書に記載された内容の変更は認めません。
- (4) 本業務により収集した住所、お名前、連絡先等の個人情報は本業務にのみ使用します。また、個人情報の保護に関する法律に従って適切に管理し、公表しません。また、提出のあった各提案書については、返還しません。
- (5) 提出された提案書については、個人情報の保護に関する法律に基づき情報公開の対象となります。
- (6) 委託業務の内容に変更が生じるときは、県と協議することとします。その際には、委託料を減額する場合があります。
- (7) その他必要な事項は、三重県会計規則の規定によるものとします。

17 担当課・連絡先

〒514-0009 三重県津市羽所町700番地
三重県環境生活部ダイバーシティ社会推進課(アスト津3階)
多文化共生班 小林 電話:059-222-5974
ファクシミリ:059-222-5984 Eメール: tabunka@pref.mie.lg.jp